

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		薬局又は店舗販売業の業務体制の整備命令
根拠条例・規則等名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
条 項		第72条の2第1項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による許可の取消し及び業務停止の処分取扱い要領
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年12月1日最終改正
備 考		